

# 社会教育法の改正及び地域学校協働活動の 推進に向けたガイドラインについて

文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課  
地域学校協働推進室



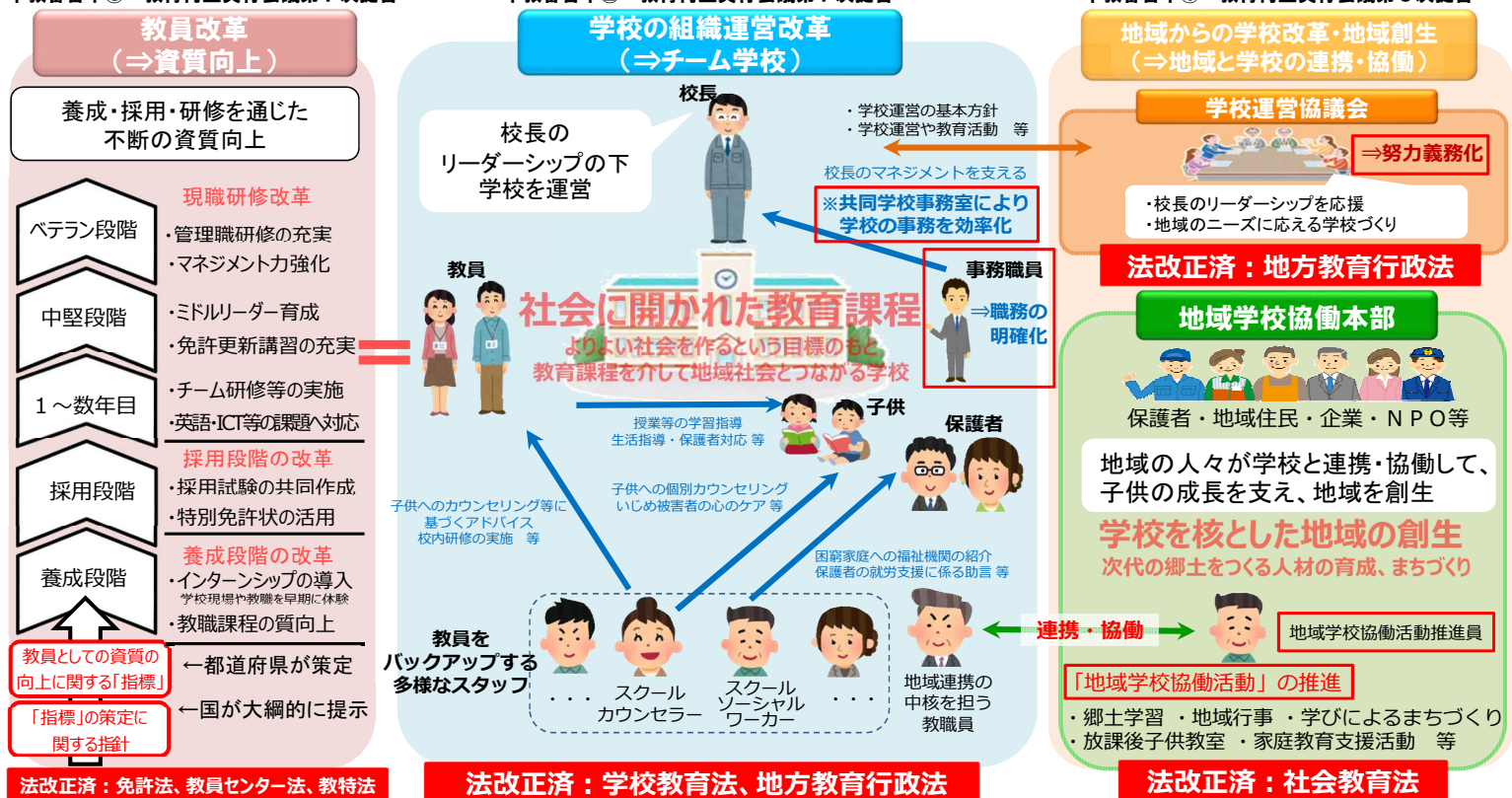
- I . 社会教育法の改正について …3頁
- II . 地域学校協働活動の推進に向けたガイドラインについて…7頁
  - 1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要 ……9頁
  - 2. 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備 ……19頁
  - 3. 地域学校協働本部の整備 ……25頁
  - 4. コーディネート機能の強化 ……35頁
  - 5. 多様な活動の推進 ……40頁
  - 6. 継続的な活動の推進 ……44頁

# 「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて

中教審答申③←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申②←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申①←教育再生実行会議第6次提言



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済：義務標準法等

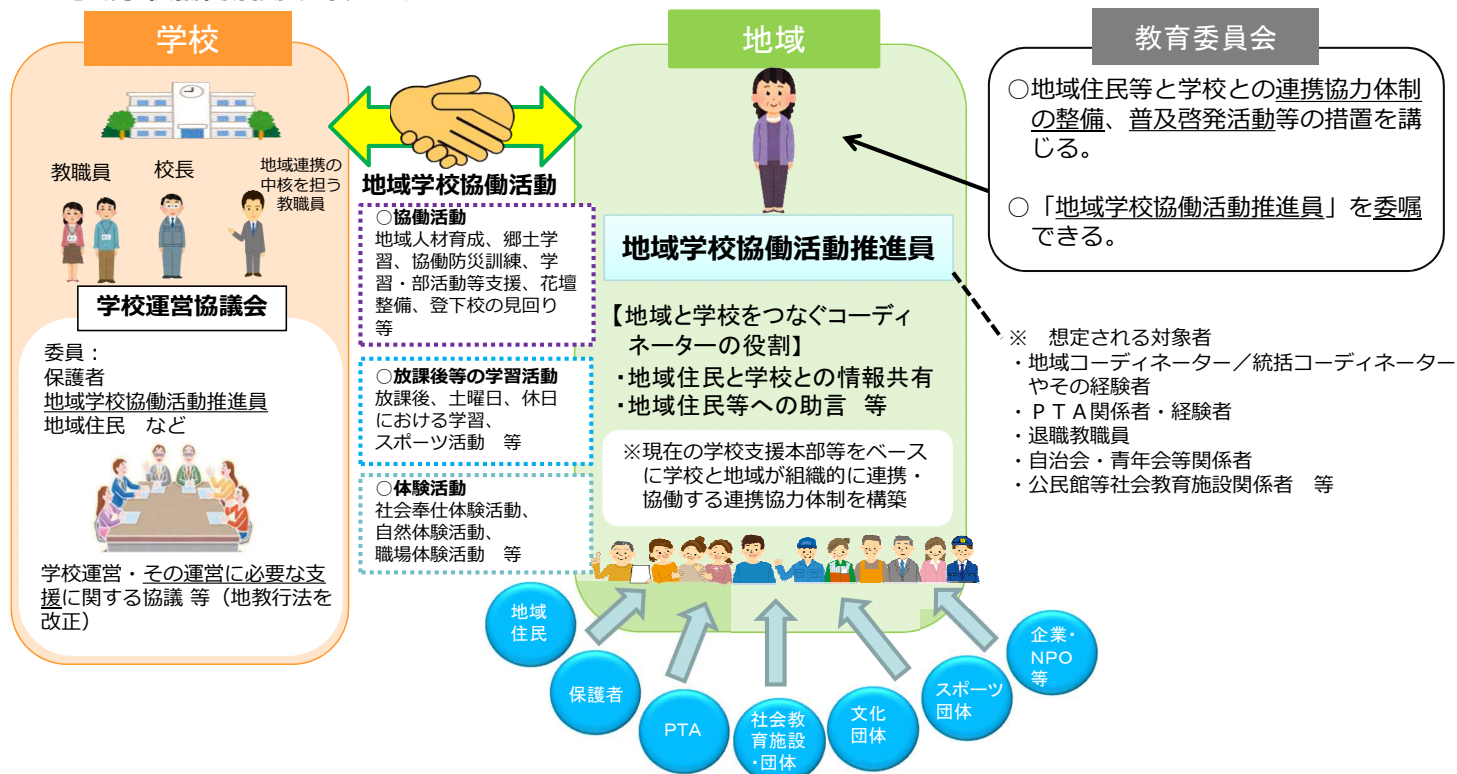
子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現

## 地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

### 改正の概要

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

### ＜地域学校協働活動のイメージ＞



第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二 (略)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九 (略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

5

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

一～五(略)

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(参考)社会教育法改正に関するQ&A

社会教育法の改正に関して、下記ウェブサイトにも各条文ごとに主なQ&Aを記載。今後随時更新。

## 本ガイドラインの位置づけ

- 主に都道府県、市区町村の教育委員会が、それぞれの地域や学校の特徴を生かしつつ、地域学校協働活動を推進していく際の参考の手引となるよう作成。
- 地域学校協働本部や学校の関係者にも、地域学校協働活動を推進する際の参考として活用いただくことを期待。
- 本ガイドラインや参考事例集等も参考にしつつ、それぞれの地域や学校の実情や特性、地域と学校の連携・協働の推進状況や活動の発展段階を踏まえて、地域学校協働活動が一層推進されるよう、積極的な取組を期待。

7

## 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン

### ◆ ガイドラインの項目

1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要
  - (1) これまでの経緯・背景等
  - (2) 地域学校協働活動について
  - (3) 地域学校協働本部について
2. 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備
  - (1) 地域学校協働活動を推進する体制の整備
  - (2) 学校・地域住民に対する情報提供・理解の促進
3. 地域学校協働本部の整備
  - (1) 地域学校協働本部の立ち上げの支援
  - (2) 活動場所の確保
  - (3) 安全・安心な活動の推進
  - (4) 学校運営協議会との効果的な連携
4. コーディネート機能の強化
  - (1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上
  - (2) 統括的なコーディネート機能の強化
  - (3) 地域学校協働活動推進員の連携の促進
5. 多様な活動の推進
  - (1) 地域学校協働活動の基本的な考え方
  - (2) 多様な活動の推進例  
⇒ 先進事例を紹介
  - (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校等の特性を踏まえた取組の推進
6. 継続的な活動の推進
  - (1) 持続可能な地域学校協働活動に向けて
  - (2) 継続的な地域住民の参加の推進
  - (3) 社会教育の成果の活用

## 1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

### (1) これまでの経緯・背景等

- ◆ 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠。
- ◆ 今後、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の  
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(中教審答申)

### これからの教育課程の理念

#### 「社会に開かれた教育課程」の実現(抄)

- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の  
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(中教審答申)

### 主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(抄)

- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

### カリキュラム・マネジメントの3つの側面(抄)

- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

## 第10章 実施するために何が必要か～学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策～

### 3. 社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施

- 学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等とともに、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動(地域学校協働活動)を進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図ることが大切。

# 1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

## (2) 地域学校協働活動について

◆ 「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

◆ 地域学校協働活動は、子供たちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子供、学校、地域それぞれに対して様々な効果が期待できる。

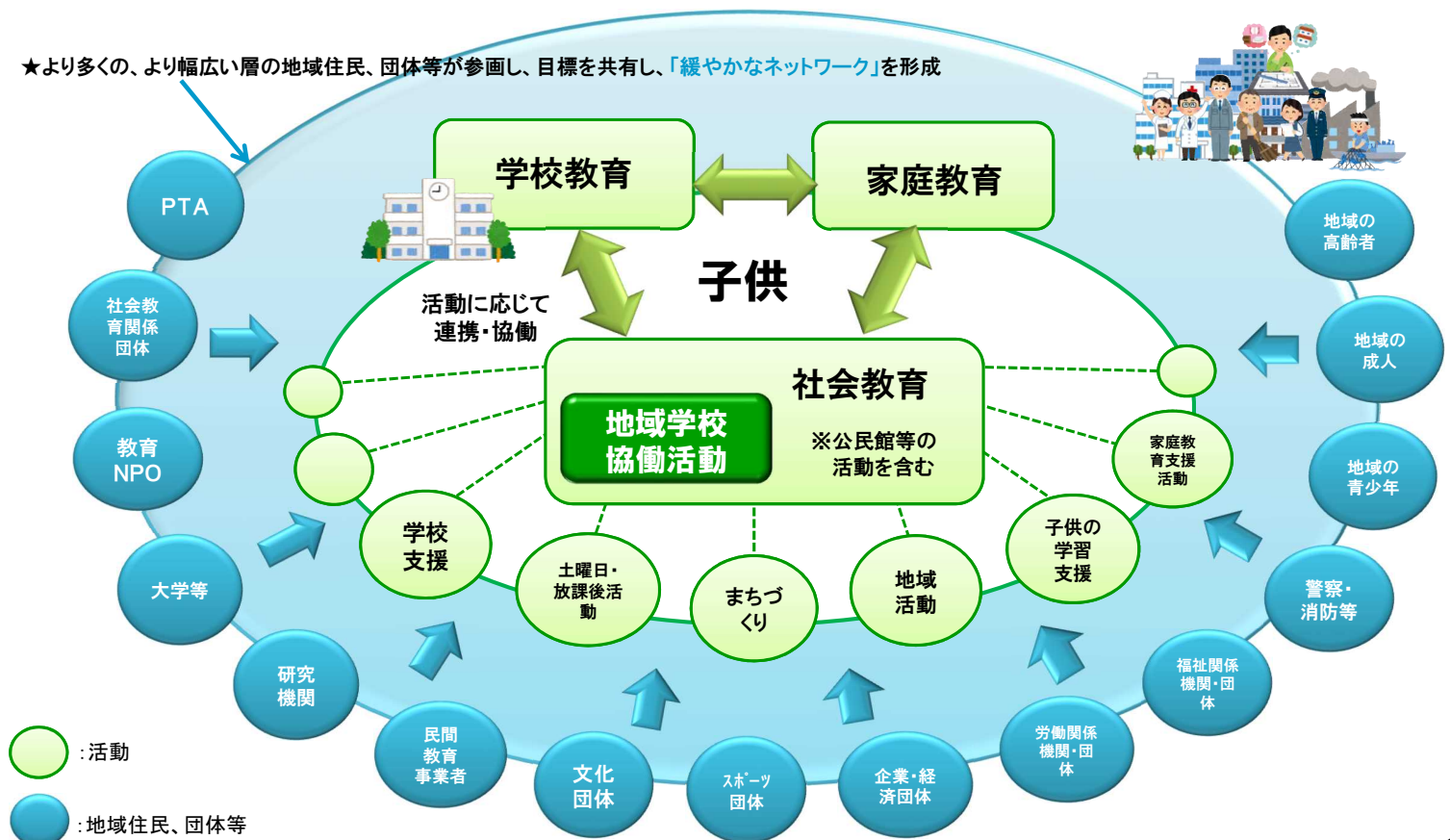
11

## 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。

◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

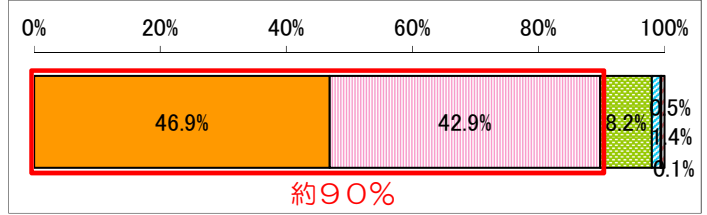
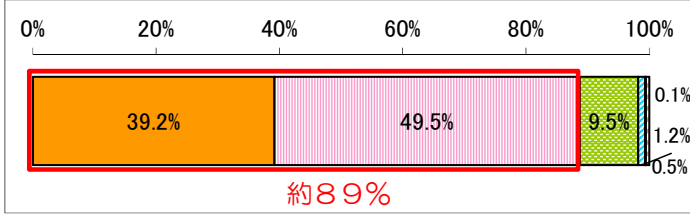
★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



## 子供たちへの効果

◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**コミュニケーション能力の向上**につながった。

◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**地域への理解・関心が深まった**。

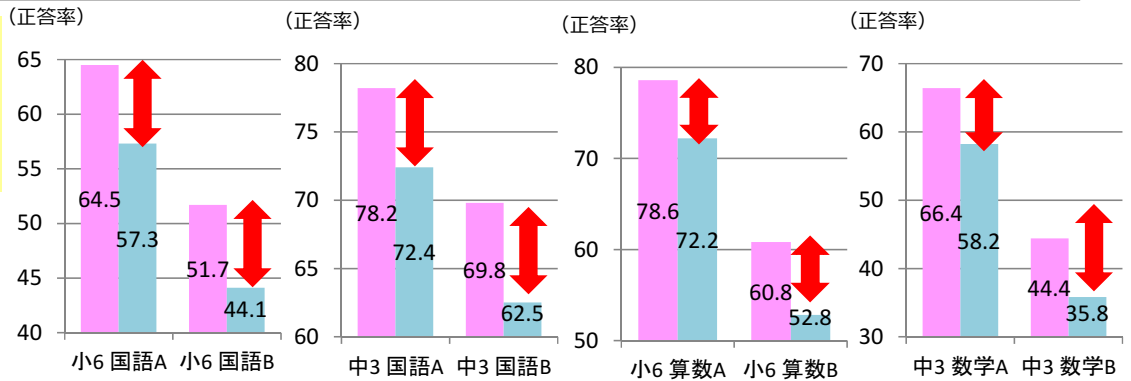


◆保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動が進んでいる学校ほど学力が高い。

「地域には、ボランティアで学校を支援するなど、地域の子供たちの教育に関わってくれる人が多いと思うか」への回答と学力テストの正答率

□ そう思う □ そう思わない

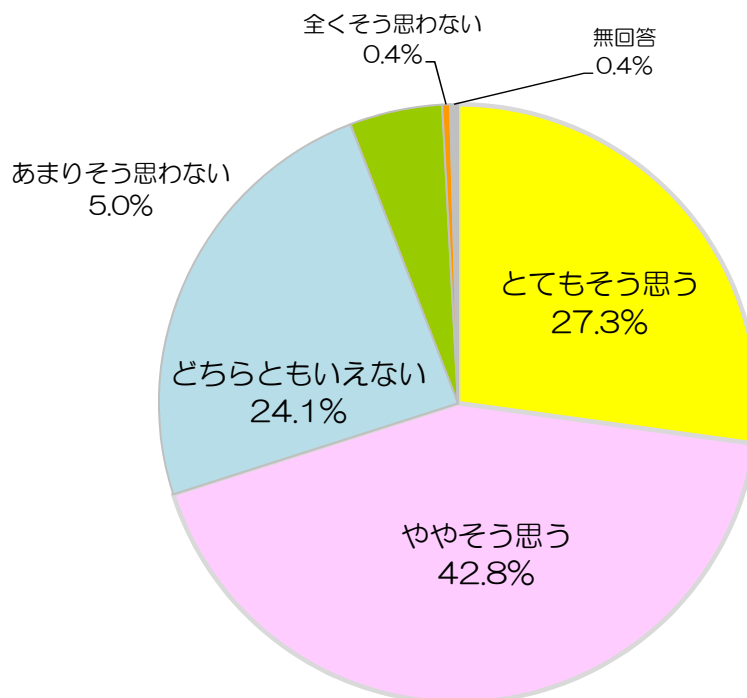
（平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究 国立大学お茶の水女子大学 平成26年3月）



13

## 地域学校協働活動による効果（学校）

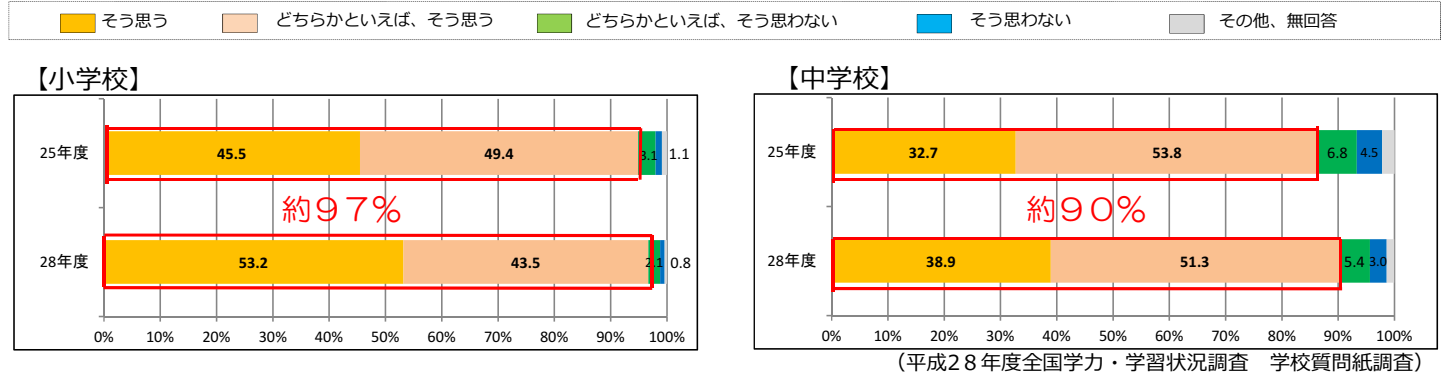
地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた



（「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。）

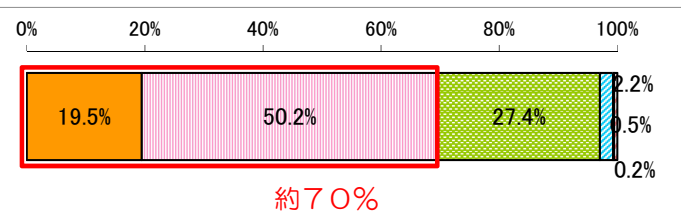
14

◆ 保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があると思う学校は約9割にのぼる。

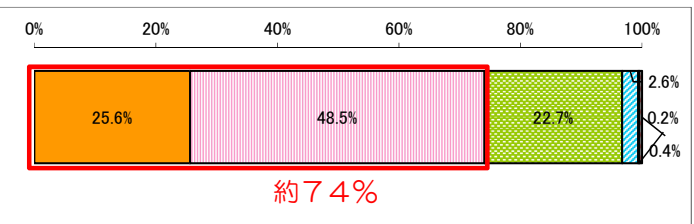


## 地域への効果

◆ 実際に本部事業に参加してみて、地域住民が学校を支援することにより、**地域の教育力が向上し、地域の活性化**につながった



◆ 実際に本部事業に参加してみて、地域住民の**生きがいがづくりや自己実現**につながった。

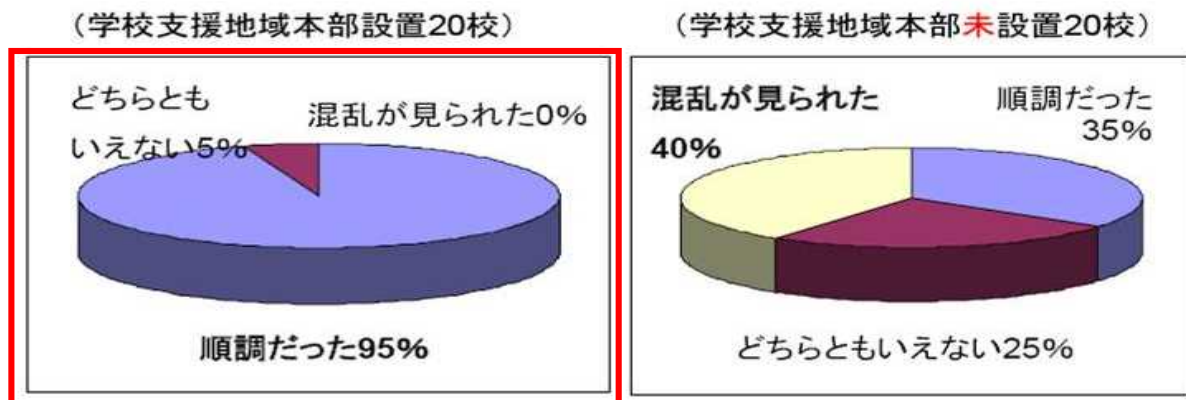


(「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。)

15

## 学校支援地域本部等の震災時の様子

◆ 東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる課程は順調だったか。（校長）（宮城県）



○ 東日本大震災時、避難所となった宮城県内の学校支援地域本部設置校（20校）では、地域の方から「避難所は私たちに任せて、先生は子供たちのことを考えて」というような声があがり、自治組織が速やかに組織されるなど、緊急時の分担と協働作業がスムーズに進んだ。

○ 一方、未設置校（20校）では、教員が子供の安否確認などに加えて避難所運営に追われたり、避難所内でも物資配給などでトラブルが生じるなど、「混乱が見られた」学校が多かった。

(東日本大震災後の宮城県内の小中学校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ)

◆ 平成28年熊本地震時における避難所の運営

平成28年熊本地震時においても、学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっていたため、避難所の運営がスムーズであったとの声を聞いている。

(熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ)

16

# 1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

## (3) 地域学校協働本部について

◆「地域学校協働本部」とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

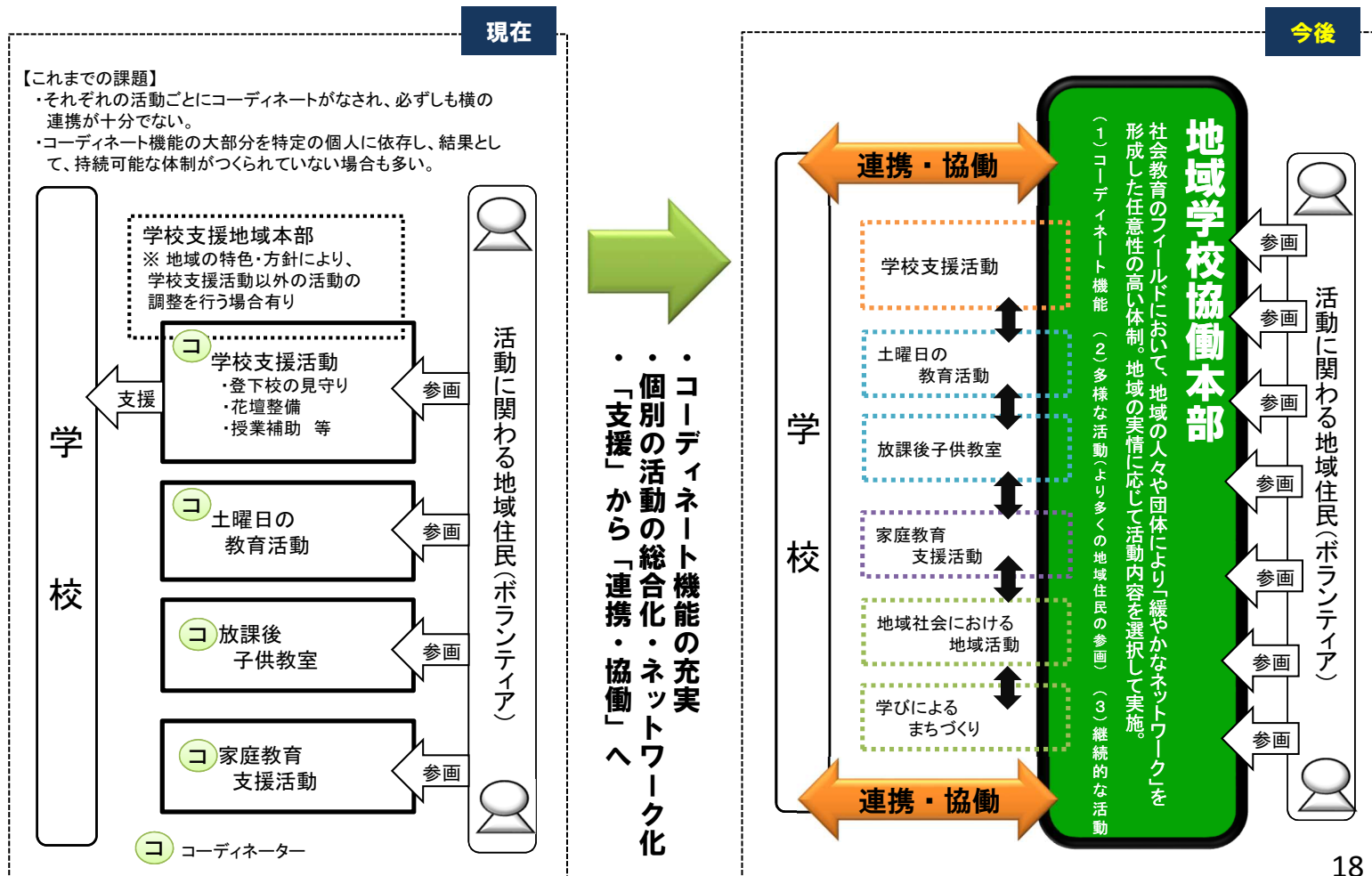
◆ その整備にあたっては、従来の学校支援地域本部等を基盤とし、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、

- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動
- ③ 継続的な活動

の3要素を必須とすることが重要。

17

## 今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方 ～目指すべきイメージ～



18

## 2. 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備

### (1) 地域学校協働活動を推進する体制の整備

#### ① 連携協力体制の整備

◆ 教育委員会は、地域学校協働活動が地域と学校との適切な連携の下に、円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置、地域との連携・協働を担当する教職員の位置づけなど、地域と学校との連携協力体制の整備を行うことが重要。

◆ 教育委員会は、担当部署と関係部署との役割分担を明確にするとともに、災害、事件・事故、子供たちの健康、個人情報保護等に関する問題に対応するため、緊急連絡網の整備や危機管理マニュアル、Q&A等を作成するなど、危機・安全管理対策を行うことが重要。

19

## 2. 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備

### (1) 地域学校協働活動を推進する体制の整備

#### ②③ 市町村、都道府県における推進施策

◆ 市町村・都道府県の教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進のため、行政関係者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者等の幅広い関係者により、事業計画の策定や実施方針、安全管理方策、協力者の人材確保方策、事業の検証・評価等の検討を行うことが期待される。

◆ 教育委員会は、首長部局等と連携を図りながら、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、例えば以下のような施策を推進していくことが考えられる。

- 地域住民等と学校との連携協力体制の整備
- 域内の地域学校協働活動推進員の配置の促進、研修機会の充実
- 学校関係者、地域住民、保護者等への積極的な普及啓発、理解の促進
- 教育委員会としての推進目標・計画の明示 等

20

## 2. 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備

### (1) 地域学校協働活動を推進する体制の整備

#### ④ 地域学校協働活動の計画的な推進

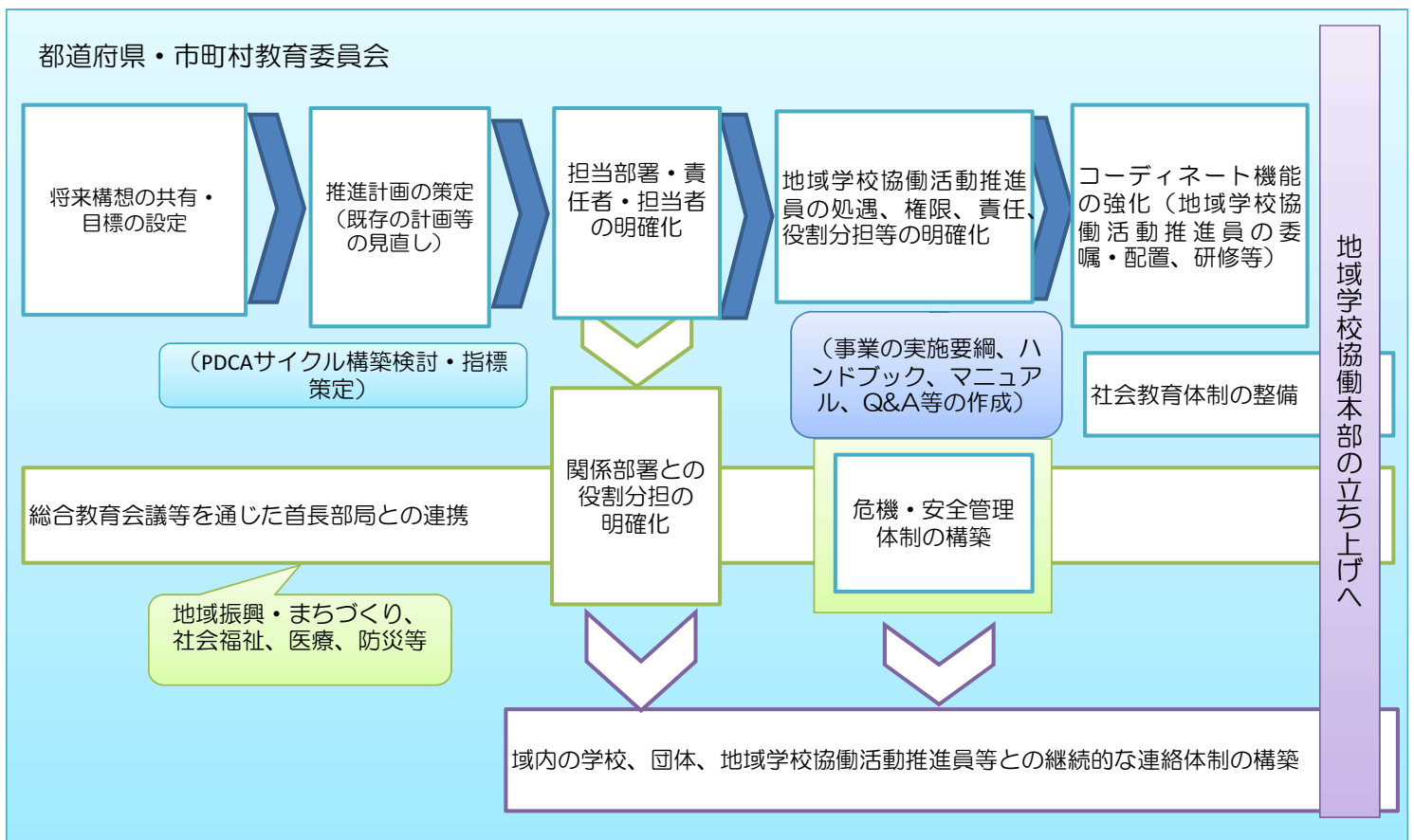
◆ 広域的な視点から地域学校協働活動の現状を把握し、課題を整理することや、これまでに取組が進んでいない地域に対する先進事例の提示や助言等の積極的な働きかけを行うことや、活動に必要な経費の支援を行っていくことが重要。

#### ⑤ 地域と学校における将来構想（ビジョン）の共有、目標設定及び計画の策定

◆ 地域学校協働活動の推進に当たっては、部局を越えた話し合いを通じて、どのような地域を創り、地域でどのように子供を育てていくのかという将来構想を明確にした上で、目標を設定し、その達成に向けて取り組むべき施策についての計画を策定、もしくは関連する計画を見直し、関係者で共有することが重要。

## 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン

### 地域学校協働活動の推進に向けた教育委員会における基盤整備のプロセス（案）



## 2. 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備

### (2) 学校・地域住民に対する情報提供・理解の促進

- ◆ 教育委員会は、幅広い地域住民等の参加を得て、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地域学校協働活動の基本的な情報の提供、学校、PTA 団体、自治会等のネットワークを活用した周知、ハンドブックや参考事例集を活用した地域住民や学校関係者等への普及啓発、理解の促進を行っていくことが重要。

#### 【ハンドブック事例：鳥取県教育委員会 学校支援ボランティア活動実践ハンドブック】



##### ◆コーディネーター用・学校用

- ・学校支援ボランティアとは
- ・学校支援ボランティアの効果

##### ＜ボランティア編～あなたの力を学校に～＞

- ・あなたにもできる！学校支援ボランティア
- ・活動始めるにあたって
- ・活動の約束ごと
- ・よりよい学校支援ボランティアのために
- ・学校支援ボランティアの活動内容
- ・学校支援ボランティアの活動例

##### ＜学校編～地域の教育力を学校に～＞

- ・学校支援ボランティアを導入しましょう
- ・取組をスタートさせましょう
- ・学校の受け入れ体制を整えましょう
- ・ボランティアを迎え入れるにあたって

##### ＜コーディネーター編～地域と学校を結ぶ～＞

- ・コーディネーターとは
- ・一般的なコーディネートの流れ
- ・ボランティアの探し方
- ・コーディネーターの心得

23

## 地域学校協働活動に関する参考事例集

P.20



### 『地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集』

学びによるまちづくり、地域人材の育成、地域課題解決型学習、放課後子供教室、学習支援等の様々な地域学校協働活動や、コミュニティ・スクールの推進など、20事例について、活動の立ち上げ時から現在の取組状況、今後の展望までのプロセスについて具体的に記載しています。

#### \*目次

- I 地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的・効果的運営事例（3事例）
- II 地域学校協働活動に関する参考事例（13事例）
- III コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する参考事例（4事例）

連携・協働

検索

参考URL

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/exam/2016.htm>


### 『平成28年度地域学校協働活動事例集』

全国で取り組まれている地域学校協働活動のうち、その内容が特に優れ、ほかの模範と認められる取組として、平成28年度に文部科学大臣から表彰を受けた135の活動を紹介します。

文部科学省のウェブサイト「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp>)にも過去の表彰事例とともに掲載しています。

学び未来 表彰

検索

参考URL

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/exam/commendation/2016.html>

24

### 3. 地域学校協働本部の整備

#### (1) 地域学校協働本部の立ち上げ

- ◆ 地域学校協働本部の担い手は、地域学校協働活動推進員を中心として、例えば、PTA、自治会等の関係者、地域ボランティア等として活動に関わる地域の方々等が想定される。既に学校支援地域本部等の地域と学校の連携・協働の基盤がある場合は、既存の体制を活用して地域学校協働本部とすることも有効。
- ◆ 地域学校協働本部の整備には、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員や地域学校協働活動の担い手となる地域ボランティアを確保するとともに、立ち上げの際には、本部の整備に向けて地域側、学校側の課題等を双方で認識することが重要。
- ◆ 地域学校協働本部の実施・運営に当たっては、運営方針、活動内容、イベント等の検討や、関係者の情報共有などを行う会議の場を設けることも有効。

25

### 3. 地域学校協働本部の整備

#### (1) 地域学校協働本部の立ち上げ

##### ① 地域学校協働本部立ち上げの支援

- 既に学校支援地域本部等の活動の基盤がある場合は、それを「地域学校協働本部」として活動を発展・充実していくことが可能です。また、地域学校協働活動を推進する上で必要と考えられる地域の団体・機関等の関係者を新たにメンバーとして組み込んでいくことが有効です。なお、それぞれの地域において独自の名称（〇〇ネットワーク、△△会など）が定着している場合には、その名称を使用し、実質的に「地域学校協働本部」として活動することも可能です。

|     |            |   |                    |
|-----|------------|---|--------------------|
| (例) | □□学校支援地域本部 | ⇒ | □□地域学校協働本部         |
|     | 〇〇ネットワーク   | ⇒ | 〇〇ネットワーク（地域学校協働本部） |
|     | △△会        | ⇒ | △△会（地域学校協働本部）      |

26

## 地域学校協働活動の取組事例（地域学校協働本部）

### 学校を核とした地域コミュニティの再構築 ―学校支援から地域支援へ―

（高知県南国市立稲生小学校・地域学校協働本部）

#### 取組の目的・経緯

- ・ 小学校を核として地域教育力の再構築を行うことを目的に開始。
- ・ 平成17年からPTA組織からPTCA組織づくりを開始  
（通常のPTAに、C:地域を意味するコミュニティを追加）
- ・ 平成28年から「学校支援地域本部」を「**地域学校協働本部**」とし、学校支援から地域支援に向けた取組を推進。



地域の伝承 河童



玉ねぎ苗植え



玉ねぎ販売

#### 取組の概要・工夫

- ・ 食育の推進（ストーリーのある活動：「苗の植え付けから収穫、そして食する」全ての段階で地域と協働）
- ・ 花育の推進（花を教材に生命や個性について子供に考えてもらう地域協力型の学校支援活動を展開）
- ・ 地域文化の継承（河童伝説）
- ・ 学校・地域の合同防災訓練の実施（授業参観日に実施）
- ・ 高知大学地域協働学部と連携し、大学生も活動に参画

#### 取組の成果

- ・ 「食育」を通してPTCAを中心とする学校と地域との協働で学校行事が地域とのふれあいをより大切にしたものとなり、地域活性にもつながっている。
- ・ 平成21年には学校の玄関を綺麗にしようと、地域住民、保護者の協力で花壇に種をまくことから始まった「花育」の活動は、2016年から蛭の里づくり事業として、地域全体に「花育の輪」が広がっている。



高齢者を招いて学校での感謝会

27

## 地域学校協働活動の取組事例（地域学校協働本部）

### 学校に笑顔を！家庭に安心を！地域に活力を！三者をつなぐ「豆ボラ神守」

（愛知県津島市神守中学校地域学校協働本部）

#### 取組の目的・経緯

- ・ 学校を地域に開き、保護者以外の地域住民の協力を得るため、平成22年10月に学校支援地域本部（豆ボラ神守）として発足。
- ・ 平成28年7月から「学校支援地域本部」を「**地域学校協働本部**」とし、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子供を育てる体制を目指している。



学習支援「ドテラ」

#### 取組の概要・工夫

- ・ 寺子屋（月テラ・ドテラ）：月曜の放課後、土曜の午前に実施する学習支援（学校側のニーズにより、希望する生徒を中心に、年間各15～20回ほど実施）
- ・ 生活安全支援：津島少年補導委員と連携し、校内巡回活動を実施。  
→ 校内で補導委員と生徒が顔見知りになり、校外でもコミュニケーションが取れることから、非行の防止になっている。
- ・ 豆ボラ神守実行委員会：本部長やコーディネーターを中心に学校側のニーズの確認、情報の共有、運営上・生徒指導上の課題の話し合いの場として、隔月で実施。



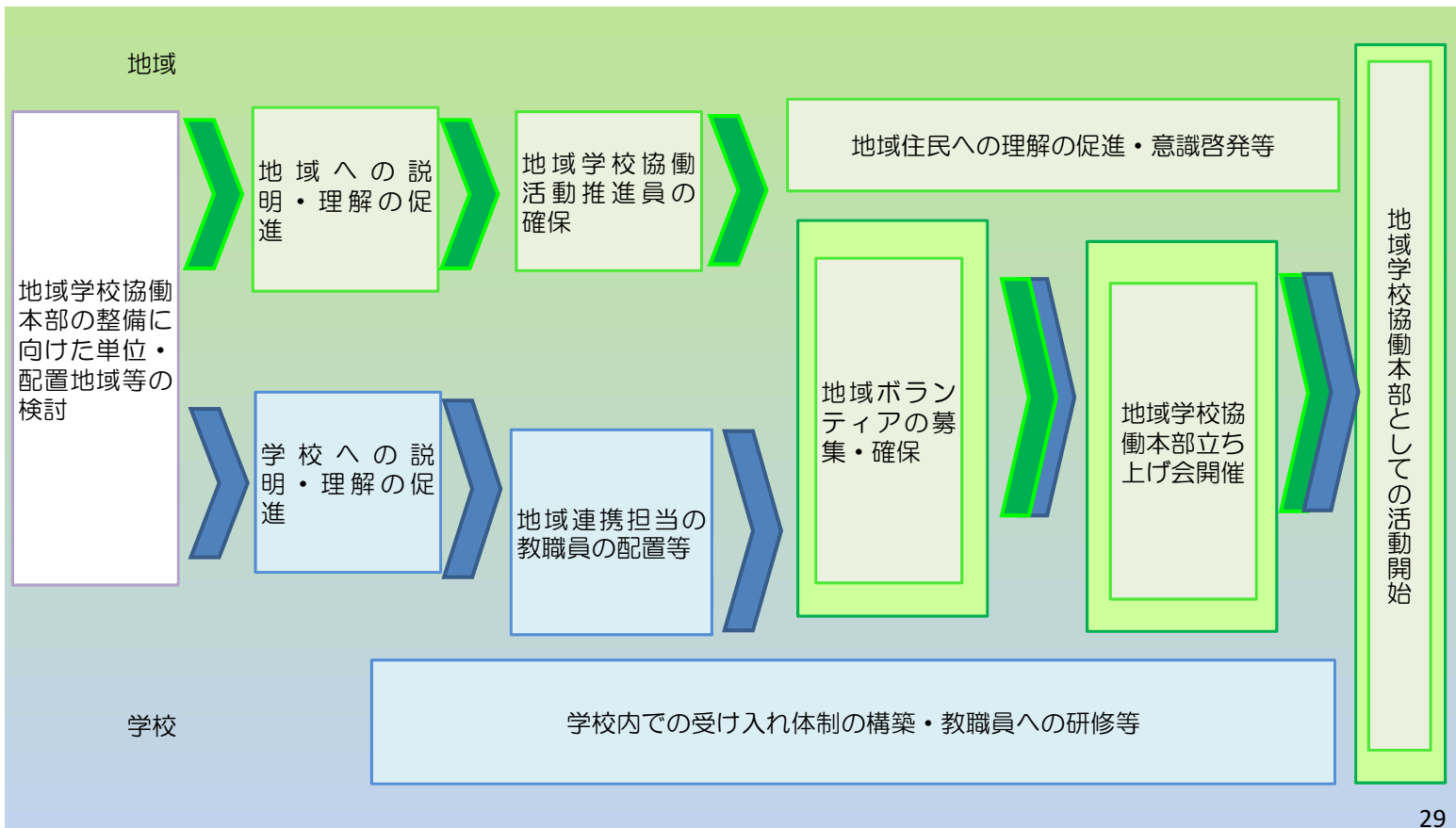
津島少年補導委員と校内で談笑する中学生

#### 取組の成果

- ・ 生徒の自己有用感が高まると同時に、地域からは元気をもらったとの喜びの声が届いている。
- ・ 支援を受けたり、地域へボランティアに出かけたりした中学生が大学生になり、学生ボランティアとして中学生を支援するなど、地域と学校をつなぐ活動をさらに広げている。
- ・ 教育課題である「不登校生徒の増加」を食い止めることにつながった。
- ・ 教職員の多忙化解消の一助となり、職員からも精力的な授業改善や子供と関わる時間が増加したなどの好評価を得ている。
- ・ 学習ボランティアに参加する大学生のほとんどが教員志望であり、退職教員とともに学校での学習支援を行うことで、教育実習的な役割も果たしている。

28

## 地域学校協働本部立ち上げのプロセス（例）



### 3. 地域学校協働本部の整備

#### （2）活動場所の確保

- ◆ 継続的・効果的な活動を行うため、教育委員会は、地域学校協働活動推進員等の打合せや作業スペースを可能な限り確保するとともに、教室や体育館、図書室等の適切な活動場所を確保し、学校施設の管理責任について規則やルール等を定めるなど、学校や関係者が安心して活動できるような工夫を図ることが重要。

#### （3）安全・安心な活動の推進

- ◆ それぞれの地域学校協働本部において、教育委員会の方針に基づき、災害、事件・事故、子供たちの健康、個人情報保護等に関する予防を含む危機・安全管理対策を適切に実施することが重要。

### 3. 地域学校協働本部の整備

#### (3) 安全・安心な活動の推進

##### ① 地域学校協働本部における安全・安心な活動に向けての準備

- 教育委員会において、①子供たちの健康に関する危機管理、②災害対策、③施設周辺における事件・事故に関わる危機管理、④不審者侵入対策等を講ずるよう、本部の関係者に促すことが必要。

- 地域学校協働活動中の事故への備えとして、例えば地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等にボランティア保険等への加入を促すことも考えられます。

##### ② 危機管理、安全対策の重要性の周知と研修

- 教育委員会において定めた個人情報の管理に関するルール等に基づき、地域学校協働本部は、個人情報の取扱いについて十分に配慮し、ルールや覚書等を策定しておくことが重要。

31

### 3. 地域学校協働本部の整備

#### (3) 安全・安心な活動の推進

##### ② 危機管理、安全対策の重要性の周知と研修

- 教育委員会においては、安全・安心な地域学校協働活動の実施に向けて、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等を対象とした研修を実施することが重要。

##### ③ 子供たちへのきめ細かな対応

- 個別の子供へのきめ細かな対応が求められ、活動に参加する子供たちの健康状態を把握することが大切。
- 地域学校協働活動中に子供たちの様子や学校の周辺状況で気になることがあった場合には、学校側にもそうした懸念を伝えることにより、子供たちを多角的に見守ることにつながる。

32

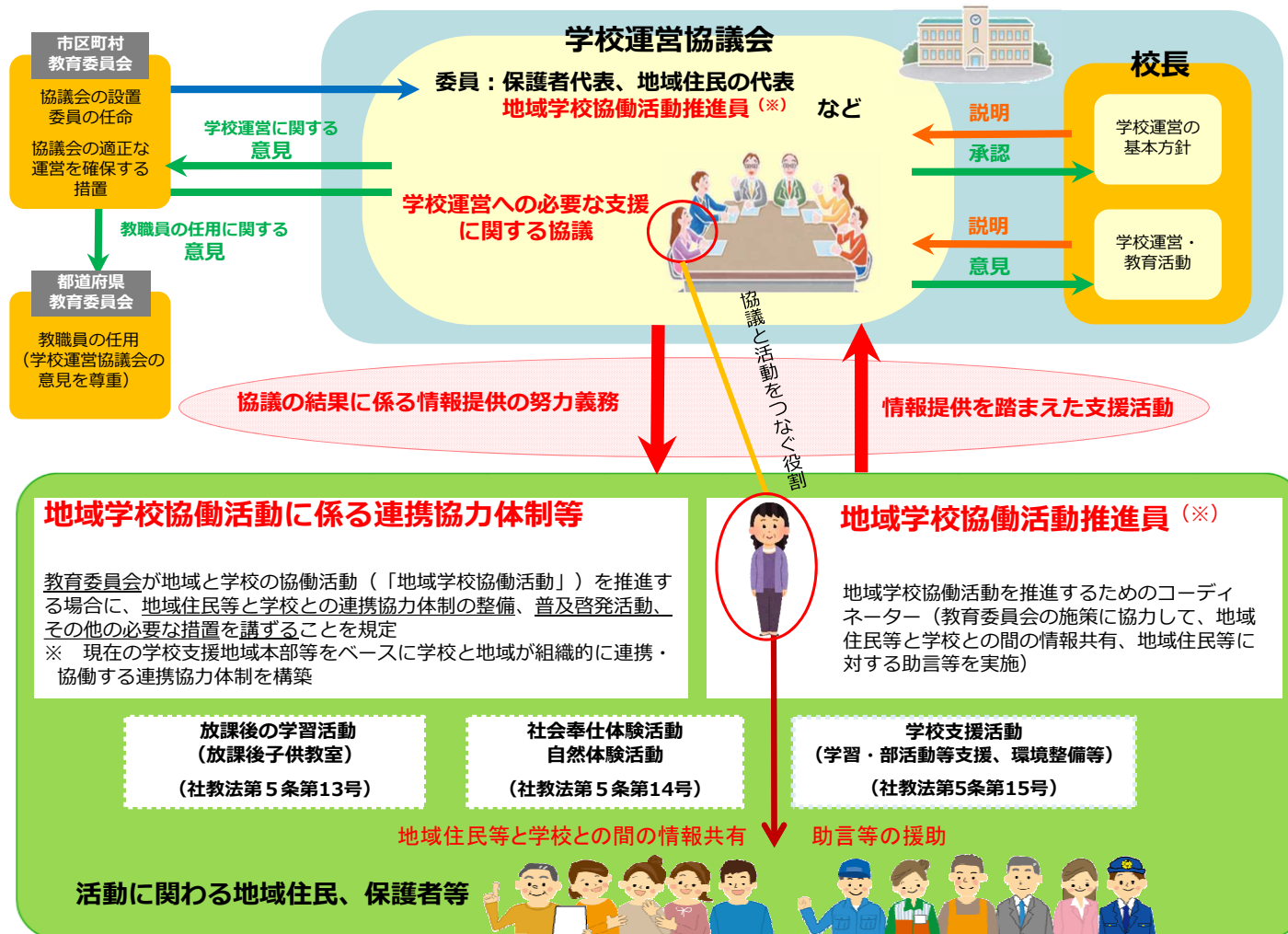
### 3. 地域学校協働本部の整備

#### (4) 学校運営協議会との効果的な連携

- ◆ 地域学校協働本部と学校運営協議会（地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組み）の双方が機能し、地域住民等の意見を学校運営に反映させながら、子供たちの成長を支える活動の活性化につながるなど、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待される。
- ◆ 教育委員会においては、それぞれの地域や学校の特色・実情を踏まえつつ、それぞれの整備を促進するとともに、双方が整備されている場合には、地域学校協働本部の中核となる地域学校協働活動推進員が、学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、双方の情報共有を図り、連携を強化していくことが重要。

33

#### 学校運営協議会と地域学校協働活動の関係



34

## 4. コーディネート機能の強化

### (1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

- ◆ 地域学校協働活動の推進には、地域住民等や学校関係者との連絡調整、地域ボランティアの確保、活動の企画・調整等を担う地域学校協働活動推進員の役割が非常に重要。このため、教育委員会は、推進員に求められる資質・能力を明確にし、適切な人材を確保することが重要。
- ◆ 教育委員会は地域学校協働活動推進員の委嘱を文書で行うとともに、その責任や役割、活動に当たっての注意事項、ルール等を事務連絡やガイドブック等で示すことなどにより、推進員が自らの責任や役割を認識できるようにすることが重要。
- ◆ 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上のため、教育委員会は推進員の発掘・育成・機能強化を計画的に進め、対象者の経験・役割に応じた研修等を実施することが重要。

35

## 4. コーディネート機能の強化

### (1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

#### ① 地域学校協働活動推進員の役割、望まれる資質・能力

- 既に地域コーディネーターや統括コーディネーターが活動されている場合は、社会教育法改正の趣旨を踏まえ、円滑かつ効果的に地域学校協働活動が推進されるよう、できるだけ速やかに地域学校協働活動推進員制度の活用について検討していただくことが望まれます。
- 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力としては、主に以下のようなものが考えられますが、教育委員会は、地域や学校の特色や実情に応じて、推進員に求められる資質・能力を明確にして、適切な人材を確保していくことが重要です。
  - ・ 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
  - ・ 地域学校協働活動への深い関心と理解がある
  - ・ 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
  - ・ 学校の実情や教育方針への理解がある
  - ・ 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
  - ・ 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

36

## 4. コーディネート機能の強化

### (1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

#### ② 地域学校協働活動推進員の候補、発掘

○ 教育委員会は、①のように、地域学校協働活動推進員に期待する役割や求められる資質・能力を明確にした上で、対象となる学校の校長等に推薦してもらうことなどにより、地域の適切な人材を探していくことが重要です。推進員の候補となる人材としては、例えば、以下のような方々が考えられます。

- ・ これまでのコーディネーターやその経験者
- ・ 地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・ PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・ 退職した校長や教職員
- ・ 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・ 地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者 等

37

## 4. コーディネート機能の強化

### (1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

#### ③ 地域学校協働活動推進員の処遇等

○ 地域学校協働活動を効果的かつ円滑に行うには、教育委員会、学校、地域学校協働活動推進員等の関係者の役割分担や責任等について明確にし、関係者間の共通理解を図りながら進めていく必要があります。そのためには、教育委員会が推進員の委嘱を文書で行い、その処遇や役割等を明確に示し、推進員が自らの責任や役割について認識できるようにすることが重要です。

○ また、教育委員会は、地域学校協働活動推進員の責任や役割、活動に当たっての注意事項、ルール等を地域学校協働活動の対象となる学校に対する事務連絡やガイドブック等で示すなどの対応も考えられます。

○ なお、教育委員会が委嘱を行う際には、守秘義務の順守及び子供たちの安全・健康面や学校の教職員の負担への配慮等について示し、順守すべき事項に反するなどの不適切な行為を行った地域学校協働活動推進員には、委嘱の解除を含めて適切に対応するなど、推進員の業務の状況について、教育委員会が把握し対応できるようにすることが重要です。

38

## 4. コーディネート機能の強化

### （２）統括的なコーディネート機能の強化

- ◆ 広域的な地域学校協働活動の推進には、複数の地域学校協働活動推進員間を調整する統括的なコーディネート機能の強化が重要であり、教育委員会は、必要に応じて、このような役割を担う統括的な地域学校協働活動推進員も活用しつつ、域内における地域学校協働活動を広域的に推進していくことが重要。

### （３）地域学校協働活動推進員の連携の促進

- ◆ 教育委員会は、地域学校協働活動に係る情報や課題を共有し、先進事例の情報発信・収集を行うため、地域学校協働活動推進員のネットワークの構築や地域の企業やNPO等の団体・機関等との交流などを通じて、推進員と地域学校協働活動に関わる多様な関係者の連携を促進することが重要。

39

## 5. 多様な活動の推進

### （１）地域学校協働活動の基本的な考え方

教育委員会は、

- ① 地域による学校の「支援」から地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」へ
- ② 「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」し、活動間の有機的な連携を推進
- ③ 持続可能な地域づくりに向けた地域学校協働活動の継続的・安定的な実施
- ④ 厳しい状況にある子供たちへの配慮や多様性を認め合い尊重する視点といった基本的な考え方に基づき、地域や学校の実情や特色、活動の発展段階に応じて、どのような活動を推進するのかを検討し、活動の機会を提供することが重要。

40

## 5. 多様な活動の推進

### (2) 多様な活動の推進例

地域学校協働活動としては、様々な活動が想定されるが、教育委員会は、例えば、

- ① 学びによるまちづくり、地域課題解決型学習 ⇒ P.40～41
- ② 地域人材育成、郷土学習 ⇒ P.41～42
- ③ 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画 ⇒ P.42～43
- ④ 放課後等における学習・体験活動 ⇒ P.44～45
- ⑤ 多様な教育的ニーズのある子供たちへの学習支援 ⇒ P.45～46
- ⑥ 外部人材等を活用した土曜日等における教育支援活動 ⇒ P.46～47
- ⑦ 家庭教育支援活動 ⇒ P.47～48
- ⑧ 学校に対する多様な協力活動 ⇒ P.48～49

といった活動の他、他の地域の取組等も参考にしつつ、それぞれの地域にあった特色・魅力ある活動を推進していくことが重要。

41

## 地域学校協働活動に関する参考事例集

P.47

### 地域と学校の連携・協働の推進に向けた 民間企業・団体等による教育活動参考事例集



土曜学習応援団

検索

参考URL

<http://doyo2.mext.go.jp/>

### 事例集の内容

#### 教科に関連したプログラム

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| ものづくり、職業教育（社会）    | モノづくりに込められた熱い思いと優れた技術から学ぼう   |
| 安全・防災、職業教育（社会・地理） | 地図の見方・使い方・測量・地図・地理を学ぼう       |
| 論理的思考（算数）         | 算数学習サポート・プログラム「算数トライアスロン」    |
| 理科・実験、環境教育（理科）    | ～集まれ！未来の科学者たち～ふしぎ探検隊         |
| 環境教育（理科）          | わたしたちの暮らし エネルギーと環境           |
| 建築・設計（図画工作・美術）    | 小学校の6年間 背の高さの柱に自分をうつす        |
| デザイン・表現（図画工作・美術）  | デザインを通して、創造することへの興味・関心を高める教室 |
| スポーツ（体育）          | スポーツボランティア体験教室               |

#### 教科横断型のキャリア教育プログラム

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 金融・経済、職業教育  | チャレンジ！お菓子の株式会社                 |
| 国際理解、社会課題解決 | 「見て・聞いて・さわって」世界を体験！            |
| プログラミング的思考  | ～錯覚の法則から学ぶ～「見る」を科学する           |
| 環境教育、職業教育   | 「南極クラス」                        |
| 福祉、職業教育     | 介護の魅力を発信～これからの未来をつくるkaigoを知ろう～ |
| 安全・防災       | 段ボールジオラマ防災授業                   |
| 伝統・文化       | 「考える力」を身につけよう「日本の伝統・文化」将棋を学ぶ   |
| 食育          | おさかな学習会                        |
| 生活習慣        | キレイのタネまき教室 「おそうじについて学ぼう！」      |

42

## 5. 多様な活動の推進

### （３）幼稚園、高等学校、特別支援学校等の特性を踏まえた取組の推進

それぞれの学校種の特色を活かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、地域と学校の連携・協働を推進していくことが重要。

- 幼稚園等において、地域住民等とも協力しながら、幼児が積極的に活動できるような環境をつくることはとても意義のあることです。幼稚園等を対象とした地域学校協働活動の推進は、例えば、地域との協働による園庭の環境整備、体験活動の充実、親子参加型プログラムの実施、小学校と連携した取組などが考えられます。
- 高等学校を対象として地域学校協働活動を実施する場合は、キャリア教育を推進する観点からも、特に、学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、地域人材育成、ボランティア活動といった社会参画型の活動を充実していくことが重要です。
- 特別支援学校や特別支援学級に通う子供たちを対象として地域学校協働活動を推進する場合においても、次期学習指導要領の改訂において重要とされている「生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」を育成する観点からも、特に、地域での体験的な学習、職場体験学習、ボランティア活動といった社会参画型の活動を充実し、子供たちに社会と接点を持つ意味などを具体的に学ばせていくことが重要です。

43

## 6. 多様な活動の推進

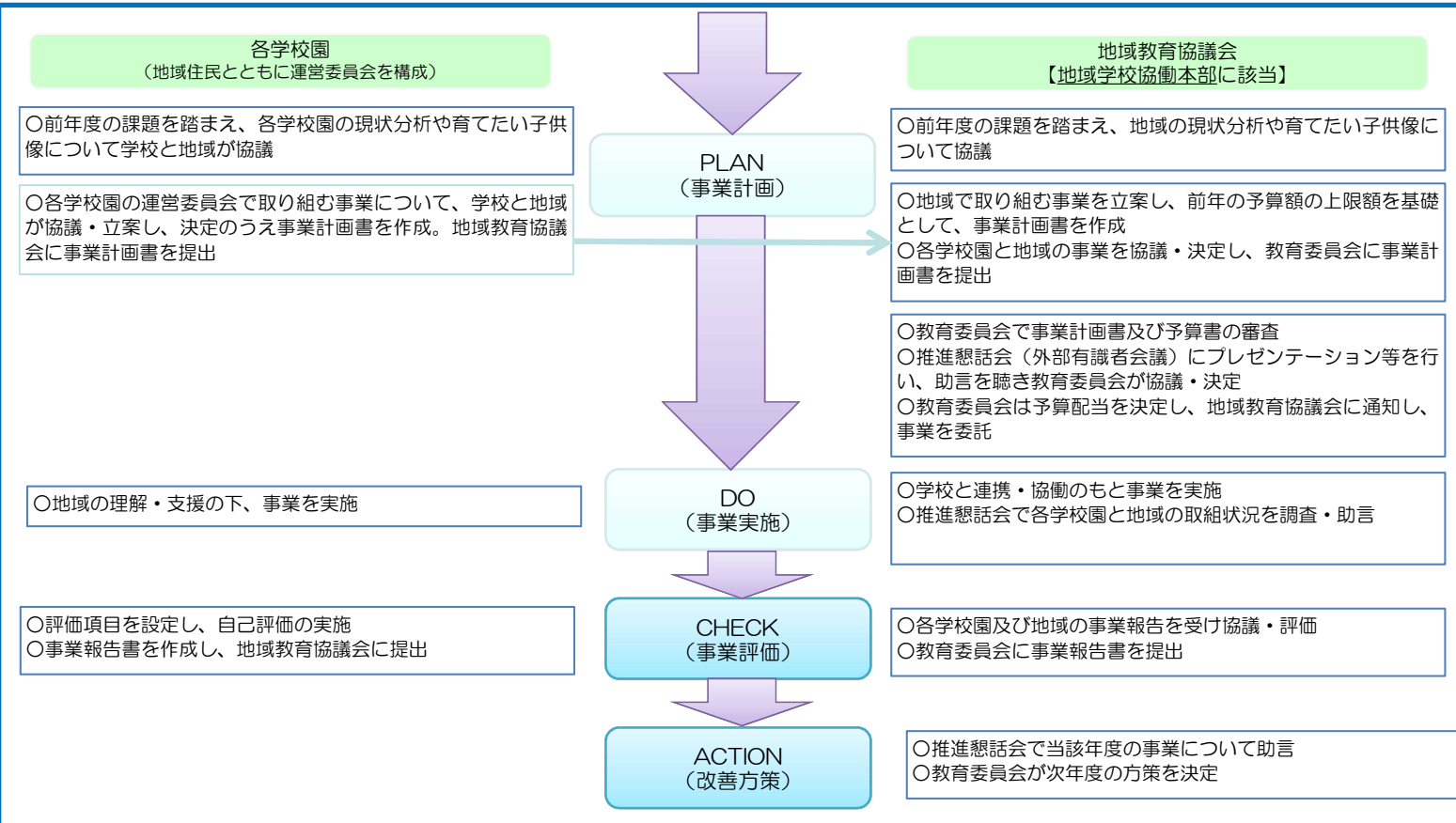
### （１）持続可能な地域学校協働活動に向けて

- ◆ 地域学校協働活動は、地域の教育力の充実や地域活性化・地域づくりにもつながることが期待され、教育委員会は計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）というPDCAサイクルを構築し、長期的な視点に立った財源確保などにより持続可能な地域学校協働活動の実施を推進することが重要。

### （２）継続的な地域住民の参画の推進

- ◆ 教育委員会は幅広い地域住民等が地域学校協働活動を理解し、活動に積極的に参画いただけるよう、年代層に応じた情報提供・啓発、地域に根差した団体や組織への働きかけ、保護者やPTAとの連携、大学生、卒業生や退職教職員等の参画を推進することが重要。

【PDCAサイクルの事例】ある市が実施する地域学校協働本部が予算を決める事業の流れ



45

## 6. 多様な活動の推進

### （３）社会教育の成果の活用

- ◆ 地域住民の学びを推進し、その成果の還元として、地域と学校の連携・協働を通じた地域住民の社会参画を促進することは、持続可能な地域社会の構築にもつながる。
- ◆ 教育委員会においては、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等をはじめとする地域における社会教育体制の基盤を整備し、地域における社会教育の充実を図り、その学習成果を活用して地域学校協働活動に参画する仕組みを構築することにより、学びと社会参画の好循環を促進していくことが期待される。

ご不明な点があれば、以下の連絡先にお問合せください。

地域学校協働活動推進員の委嘱や、地域学校協働本部の整備を実施される場合には、遠慮なくご相談、ご一報いただければ幸いです！



### 地域学校協働本部、地域学校協働活動推進員に関する連絡先

- ◆ 社会教育法の改正、ガイドライン、本部の立ち上げ、推進員の委嘱について

地域学校協働推進室地域学校協働活動企画係

TEL：03-5253-4111（内線：3284） MAIL：manabi@mext.go.jp

- ◆ 補助金（活動経費、推進員の謝金等）について

地域学校協働推進室地域学校協働活動推進係

TEL：03-5253-4111（内線：3260） MAIL：sokushin@mext.go.jp